

上田市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、上田市上下水道料金徴収等業務委託（以下「本業務」という。）について、事務の効率化とお客サービスにより一層の向上を図るため、本業務を行う能力を有する事業者のうち、豊富な経験と高い専門知識を持ち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 名称 上田市上下水道料金徴収等業務委託
- (2) 業務内容 「上田市上下水道料金徴収等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（5年間）
但し、契約締結の日から令和7年9月30日までは、業務移行引継期間とする。
- (4) 提案上限額 金800,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
（内訳）年度別委託料の上限額
令和7年度 80,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
令和8年度 160,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
令和9年度 160,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
令和10年度 160,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
令和11年度 160,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
令和12年度 80,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
但し、上記金額は設計金額（予定価格）を示すものではない。なお、業務移行引継期間中に発生する費用は、受託者が負担するものとする。
- (5) 契約保証金 上田市上下水道事業会計規程（平成18年公営企業管理規程第9号）第141条において準用する上田市財務規則（平成18年規則第45号）第124条第1項の規定により受託者は、本業務の契約締結後、直ちに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。但し、同条第4項に該当する場合はこの限りではない。

3 プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。但し、応募状況や審査の進捗状況等により変更する場合がある。

内 容	日 程
募集開始	令和7年1月20日（月）
質問書の提出期限	令和7年1月29日（水）
質問書に対する回答期限	令和7年2月7日（金）
参加申込書等提出期限	令和7年2月13日（木）
参加資格結果の通知	令和7年2月18日（火）
企画提案書及び提案見積書等提出期限	令和7年3月5日（水）17時（必着）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月14日（金）
審査結果の通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年3月下旬
業務引継ぎ期限	契約締結日から令和7年9月30日（火）まで
業務開始	令和7年10月1日（水）

※本プロポーザルの事前説明会はありません。

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 令和4・5・6年度上田市物品入札（見積）参加願提出業者名簿に登録されている、「役務・業務委託」の「水道開閉栓・検針・収納業務」の届出が出されている者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、上田市の指名停止措置基準による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの情報セキュリティ関連認証を取得している者であること又は個人情報保護方針を定めている者であること。
- (7) 平成26年度以降に、給水人口10万人以上の水道事業体において、本業務と同種の業務を単体事業者として受託し、3年以上継続して履行完了した実績を有する者であること。

5 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当した場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 選定期間中及び委託契約締結までの間に「4 参加要件」の要件を欠いた場合
- (2) 参加申込書類及び提案書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) プレゼンテーションを欠席した場合
- (4) 提案見積金額が、提案上限額を上回る場合

6 参加申込

「4 参加要件」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号） 1部
 - イ 法人概要書（様式第2号） 1部
 - ウ 類似業務受託実績表（様式第3号） 1部
 - エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク等情報セキュリティ関連認証の写し又は個人情報保護方針の写し 1部
 - オ 法人の概要等が記載されたパンフレット 13部
- (2) 提出方法 持参又は郵送により提出（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること）
- (3) 提出期限 令和7年2月13日（木）
- (4) 提出先 上田市上下水道局サービス課
- (5) 審査結果 参加申込者には、令和7年2月18日（火）に参加資格結果の通知（参加資格を有する申込者には、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請を兼ねる通知）をメール送信する。

7 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第4号）により、電子メールでの提出とする。
- (2) 提出期限 令和7年1月29日（水）
- (3) 提出先 上田市上下水道局サービス課
（質問後は、質問を送信したことを電話で伝えること）
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年2月7日（金）までに、質問者匿名にて上田市ホームページに掲載する。

8 企画提案書及び提案見積書等の提出

参加資格結果の通知により参加資格を有することを確認後、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第5号を表紙として、内容は任意様式） 正本1部、副本12部

イ 提案見積書（様式第6号） 1部

ウ 財務状況、受託実績（様式第7号） 1部

エ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第8号） 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送により提出（郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること）

(3) 提出期限 令和7年3月5日（水）17時（必着）

(4) 提出先 上田市上下水道局サービス課

(5) 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書との整合を十分に図り、「上田市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザルに係る業者選定基準」の評価項目に沿って作成すること。

(6) 企画提案書の作成形態

作成にあたっては日本語を使用し、原則A4版（縦横自由）、横書き、左綴じ、両面印刷可とする。A3版を使用する場合には折綴りとし、電子記録媒体での提出は認めない。

(7) 提案見積書

提案見積書（様式第6号）及び見積内訳明細書は、厳重に封緘・封印して提出すること。

9 参加申込書提出後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和7年3月5日（水）17時までには辞退届（任意様式）を提出すること。この場合の提出方法、提出先は、企画提案書及び提案見積書等の提出時と同様とする。

10 提出書類の取扱い

(1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないこととする。

(4) 提出書類は本業務の受託者選定の目的以外には使用しない。

(5) 提出された書類は原則公開しない。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該法人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合がある。

(6) 提出書類は本業務の受託者選定に必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがある。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日 令和7年3月14日（金）

(2) 時間場所 「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請通知」に記載

(3) 所要時間 60分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分程度、準備・片付け10分）

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付順とする。

イ プレゼンテーションは自由形式とする。但し、提出された企画提案書に基づいて行うものとし、企画提案書に添付されていない新たな資料等の追加はできないものとする。

ウ プレゼンテーション出席者は5名以内とする。

エ プレゼンテーションの参加に係る一切の費用は参加事業者の負担とする。

オ プレゼンテーションに際し、パソコン等電子機器の使用は可とする。なお、市が準備する機材はプロジェクター（接続端子HDMI）及びスクリーンとし、その他必要な機材は参加事業者が準備すること。

12 審査方法

(1) 審査委員会

企画提案書等の評価は、上田市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うこととする。

(2) 評価方法

「上田市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザルに係る業者選定基準」に基づき、審査委員ごとに提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価・採点する。

(3) 受託候補者の選定

審査委員会は、総合評価点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、参加が1事業者の場合であっても、本プロポーザルは成立することとするが、受託候補者に対する総合評価点が一定水準に達しない場合（総合評価点が満点中、5割未満）は受託候補者として選定しない。

(4) 総合評価点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多いものを上位とする。それでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

13 選定結果の通知

全参加事業者に対し、書面により通知する。なお、審査結果について、質問及び異議申し立ては受け付けない。

14 契約の締結

(1) 受託候補者と提案内容等に基づき、契約条件等について協議のうえ、契約を締結するものとする。

但し、受託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

(2) 契約に要する費用は全て受託候補者の負担とする。また、既に決定した事項の取消しに伴う補償等は一切行わないものとする。

※注意点

ア 提出期間は、土曜日、日曜日及び祝日を含みません。

イ 提出期間における受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

【問合せ先・書類の提出先】

上田市上下水道局サービス課

担当：松澤

〒386-2292 長野県上田市真田町長 7178-1

電話番号：0268-75-1092

FAX 番号：0268-75-1382

電子メール：suido-service@city.ueda.nagano.jp